

保健・福祉の手引広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、保健・福祉の手引を広告媒体として活用し、当該広告媒体に民間企業等の広告を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告の枠等)

- 第2条 広告の掲載場所は、表紙裏面、裏表紙両面及び巻末に設ける広告用ページの両面とし、広告のサイズは、最大 縦190ミリメートル、横128ミリメートルとする。
なお、巻末に設ける広告用ページの数については、別に仕様書で定めるものとする。
- 2 広告の色は、単色とする。
 - 3 広告の上部には、縦7ミリメートル、横15ミリメートル程度の大きさに「広告」と表示しなければならない。
 - 4 広告には、原則として、広告主の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先を表示しなければならない。
 - 5 保健・福祉の手引の巻末には、広告掲載の趣旨を周知するための文章を表示する。

(掲載に係る最低申込価格等)

- 第3条 広告の掲載に係る1回当たりの最低申込価格（消費税及び地方消費税を含む。）は、別に市長が定めるものとする。
- 2 広告のデザイン作成等に要する費用は、契約の相手方の負担とする。

(掲載の申込み)

- 第4条 広告の掲載の申込みは、広島市競争入札参加資格者名簿に登録している広告代理店に限るものとする。
- 2 広告の掲載を希望する広告代理店（以下「申込者」という。）は、申込価格等を記載した保健・福祉の手引広告掲載申込書（以下「申込書」という。）を市長に提出することにより、広告の掲載を申し込むものとする。
 - 3 市長は、前項の規定による掲載の申込みがあった場合において必要があると認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

(契約の相手方の決定)

- 第5条 市長は、前条第2項による申込書を提出した申込者のうち、記載した申込価格が第3条の規定により定めた最低申込価格以上の金額で最も高い申込価格により申込みをしたものを保健・福祉の手引広告掲載業務の取扱いに係る契約（以下「契約」という。）の相手方として決定するものとする。
- 2 前項の場合において、申込価格が最も高い申込者が複数あるときは、次に定める順序に従って契約の相手方を決定するものとする。
 - (1) 国又は地方公共団体が出資し、又は出せんする法人その他の団体
 - (2) 公益法人又は公益的団体（前号に掲げるものを除く。）
 - (3) 私企業のうち公共的性格を有する企業

- (4) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有するもの（前号に掲げるものを除く。）
 - (5) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有しないもの（第3号に掲げるものを除く。）
 - (6) 前各号に掲げるもの以外のもの
- 3 前項の規定によっても契約の相手方を決定することができない場合は、抽選によりこれを決定するものとする。

（広島市契約規則の適用）

第6条 契約の相手方の決定及びその後の契約の締結は、広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）の定めるところに従い行われなければならない。

（広告内容の承認）

- 第7条 契約の相手方となったものは、市長が指定する期日までに掲載する広告の原稿及び広告主の同意書を添えて保健・福祉の手引広告掲載承認願を市長に提出し、広告の内容について承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により契約の相手方から提出された広告の原稿の内容が要綱第5条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合は、契約の相手方に対して当該広告の原稿の内容の変更を求めることができる。この場合において、契約の相手方がその求めに応じなかったときは、前項の承認を行わないことができる。
- 3 市長は、広告内容の承認又は不承認を決定したときは、その結果を契約の相手方に通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第8条 契約の相手方は、市長が指定する期日までに申込価格と同額の広告掲載料を納付しなければならない。

（広告掲載料の返還）

- 第9条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、契約の相手方の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかった場合は、既納の広告掲載料の全額を返還することができる。
- 2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（契約の相手方の責任）

- 第10条 契約の相手方は、掲載した広告の内容について一切の責任を負うものとする。
- 2 契約の相手方は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理及び第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 契約の相手方は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。
- 4 契約の相手方は、広告の掲載の権利を譲渡してはならない。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日（令和2年7月21日）から施行する。